吹田市視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画（読書バリアフリー計画）　概要版

１　背景と理念

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年）、国連の「障害者の権利に関する条約」批准（平成26年）、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」批准（平成30年）、「著作権法」改正（平成30年）などの動きを受け、令和元年６月21日に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が成立しました。読書バリアフリー法第８条第1項の規定に基づき、障がいの有無にかかわらず、全ての市民が等しく読書を通じ文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、本市の計画を策定するものです。

２　課題

(1)アクセシブルな書籍等の少なさや質、製作時間、情報の少なさ

(2)製作ボランティアの不足

(3)読書支援機器の購入や使用方法の習得

(4)読書方法や支援サービスの認知

(5)制度やサービスの制約

＊注記　「アクセシブルな書籍等」とは、読書バリアフリー法第２条に定義される「視覚障害者等が利用しやすい書籍」と「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」のこと

３　計画の概要

(1)対象

視覚障がい等により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障がい者等」という。）。視覚障がい者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う人へも配慮します

(2)計画期間

令和５年度（2023年度）～令和９年度（2027年度）の５年間

(3)４つの基本方針及び施策の方向性

【方向性１】アクセシブルな書籍等の充実

・アクセシブルな書籍等の収集及び製作を引続き行う

・利用しやすいアクセシブルな書籍等の充実を図る

【方向性２】製作、サービスに係る人材育成・体制の整備

・公立図書館、学校図書館、点字図書館間での連携を図る

・視覚障がい者等の読書環境整備を担う人材の確保に努める

【方向性３】利用しやすい施設・設備（機器）、サービスの充実

・障がい者向けサービス等の充実、読書支援機器等の給付事業等を引続き行う

・ハード、ソフトの両面から視覚障がい者等の読書環境の充実を図る

【方向性４】サービスに係る情報発信と関係者の連携協力

・関係者と連携協力しながら広報し、潜在的利用ニーズの掘り起こしを進める

(4)計画の進め方と進捗管理

各方向性の基本的な考え方に基づき具体的な取組を定め、その取組について、今後５年間の評価をする指標を立てて進捗管理を実施する。